



令和 6 年度

北海道鷹栖養護学校 卒業生と父母の会

総会議案書

1 日 時 令和 6 年 7 月 2 8 日（日） 1 0 : 3 0 ~

2 場 所 北海道鷹栖養護学校 集会室

3 内 容

（ 1 ） 開会の言葉

（ 2 ） 庄子会長あいさつ

（ 3 ） 櫻田校長あいさつ

（ 4 ） 議長選出

（ 5 ） 議事

（ア） 令和 5 年度事業報告

（イ） 令和 5 年度会計決算報告・監査報告

（ウ） 令和 6 年度事業計画（案）

（エ） 令和 6 年度会計予算案

（オ） 会則の一部変更について

（カ） 令和 6 年度役員について

（ 6 ） 議長退任あいさつ

（ 7 ） 閉会のあいさつ

令和５年度（令和５年７月～令和６年６月）事業報告



- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 7月 | 夏の交流会・総会 |
| 2 | 9月 | 役員会① |
| 3 | 10月 | 卒業生と父母の会便り 74号発行
秋の行事案内 含む |
| 4 | 11月 | 秋の行事 学習会（成年後見人制度について） |
| 5 | 2月 | 役員会②
秋の行事反省、保護者説明会の内容検討 |
| 6 | 2月19日（月） | 入会保護者説明会（参観日）
今年度高等部卒業予定生徒の保護者を対象に、卒業生と父母の会の概要、事業紹介、入会費等について説明を行う。 |
| 7 | 5月 | 役員会③ |
| 8 | 5月 | 卒業生と父母の会便り 75号発行 |
| 9 | その他 | 行事前等、検討事項があったとき、役員と事務局で臨時の打合せを実施する。 |

会 計 決 算 報 告

令和6年7月8日現在

○収入

項 目	予 算	決 算	増 減	備 考
前年度繰越	42,100	42,100	0	
入会金	30,000	24,000	▲6,000	令和4年度卒業生1名 令和5年度卒業生7名
会費	137,000	76,000	▲61,000	予算は137口で計上 1,000円×76口=76,000円
利子	0	0	0	
雑収入	0	7,000	7,000	令和6年度会費 1,000円×7口=7,000円
合計	209,100	149,100	▲60,000	

○支出

項 目	予 算	決 算	増 減	内 訳
行事費	50,000	12,440	▲37,560	夏の交流会・総会 (お土産代、飲み物代)
通信費	70,000	45,984	▲24,016	郵送料 24,202円 封筒代 4,268円 往復葉書代 17,514円
慶弔費	30,000	0	▲30,000	
記念費	19,000	21,350	△2,350	卒業生への記念品 小学部 1,800円(3名分) 中学部 8,050円(7名分) ※年度途中に転入生1名 高等部 11,500円(10名分)
会議費	3,000	729	▲2,271	役員会湯茶代(729円)
予備費	37,100	12,577	▲24,523	払込手数料負担 12,577円
合計	209,100	93,080	▲116,020	

〈収入の部〉 〈支出の部〉 〈残金〉
 149,100 (円) - 93,080 (円) = 56,020 (円)

残金は令和6年度に繰り入れます。

監査の結果、上記のとおり相違なく適切に処理されていることを認め、報告します。

令和 6 年 7 月 22 日

北海道鷹栖養護学校 卒業生と父母の会

監査

相 川 智佳子



北海道鷹栖養護学校 卒業生と父母の会

監査

小 林 郁美



北海道鷹栖養護学校 卒業生と父母の会

会計

今野 将之



令和6年度（令和6年7月～令和7年6月） 事業計画



- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 7月 | 夏の交流会・総会 |
| 2 | 9月 | 役員会① |
| 3 | 10月 | 卒業生と父母の会便り 76号発行
秋の行事案内 含む |
| 4 | 11月 | 秋の行事（予定） 学習会（障害基礎年金について） |
| 5 | 2月 | 役員会②
秋の行事反省、保護者説明会の内容検討 |
| 6 | 2月17日（月） | 入会保護者説明会（参観日）
今年度中学部及び高等部卒業予定生徒の保護者を対象に、卒業生と父母の会の概要、事業紹介、入会費等について説明を行う。 |
| 7 | 5月 | 役員会③ |
| 8 | 5月 | 卒業生と父母の会便り 77号発行 |
| 9 | その他 | 行事前等、検討事項があったとき、役員と事務局で臨時の打合せを実施する。 |

予 算 書 (案)

令和6年7月28日

○収入

項 目	前年度予算	予 算	備 考
前年度繰越	42,100	49,020	令和5年度の残金から雑収入を引いた額
入 会 金	30,000	39,000	令和6年度高等部卒業生13名×3,000円
会 費	137,000	147,000	会員数147人×年会費1,000円 (R5入金済1,000円×7名)
卒後支援旅費	0	140,000	令和6年度より徴収 (高等部生徒は在学中に分割で1人6,000円) 1年生(13名×2,000円) 2年生(16名×3,000円) 3年生(11名×6,000円)
雑 収 入	0	0	
合 計	209,100	407,126	

※今年度から、「卒後支援旅費」の項目を設けています。

○支出

項 目	前年度予算	予 算	備 考
行 事 費	50,000	82,000	夏の交流会(7月) 秋の研修会(11月)
通 信 費	70,000	70,000	便りの発行(7月、10月、6月)、郵券、葉書、封筒 ラベルなど
慶 弔 費	30,000	30,000	
会 議 費	3,000	3,000	役員会飲み物代(3回分)
卒後支援旅費	0	140,000	
予 備 費	37,100	82,126	払込手数料負担他
合 計	209,100	407,126	

※卒業生への記念品について、昨年度まで卒業生と父母の会から「記念費」の項目で支出していましたが、今年度からはPTA会費から支出するため、項目を削除しています。
また、上記と同様に「卒後支援旅費」の項目を設けています。

会則の変更について

(事務局)

第九条 **事務局次長 1 名** の追加

北海道鷹栖養護学校卒業生と父母の会会則

(名称, 事務局)

第一条 この会は「北海道鷹栖養護学校卒業生と父母の会」と称し、事務局を北海道鷹栖養護学校に置く。

(目 的)

第二条 この会は、北海道鷹栖養護学校中学部・高等部卒業生の会員相互の親睦および教育と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第三条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 同窓組織を構成し、会員相互の親睦を図る。
- 2 中学部・高等部卒業生の教育と福祉の向上を図る。
- 3 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

(会 員)

第四条 この会の会員は、次のとおりとする。

すなわち、北海道鷹栖養護学校中学部・高等部卒業生とその保護者、またはこれにかかわる者のうち、この会の趣旨に賛同する者。

- 1 正会員：本校を卒業後に、本会に入会した卒業生およびその保護者
- 2 賛助会員：その他の者でこの会の趣旨に賛同する者
- 3 準会員：会費は未納であるが、本校を卒業し3年以内の卒業生およびその保護者

(役 員)

第五条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、監査 2 名、顧問若干名

(役員の選出)

第六条 この会の役員は、次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長、監査は、総会において選出する。
- 2 顧問は、会長が委嘱する

(役員任期)

第七条

- 1 会長、副会長、監査の任期は、2 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

(役員職務)

第八条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表して会務を掌る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、会長の職務を代行する。
- 3 監査は、会計を監査する。
- 4 顧問は、会務に係る相談・助言を行う。

(事務局)

第九条 事務局には、事務局長 1 名、**事務局次長 1 名**、事務局員若干名を置き、会長の指示により会務および会計を行う。

(会 議)

第十条 この会の会議を、総会、臨時総会、役員会および監査とする。

- 1 総会は、毎年7月の交流会に行い、事業・予算・役員選出、その他必要なことについて、出席会員の過半数をもって決議する。
- 2 臨時総会は、会長が認めたときに行う。
- 3 役員会は、会長が役員を招集し、会の運営等に必要な事項を協議する。

(会 計)

第十一条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第十二条 会費は、次のように定める。

- 1 正会員は、入会時に入会費 3,000 円と年会費 1,000 円を納入する。
- 2 賛助会員は、同額の年会費を納入する。
- 3 甚大な自然災害等、特別な事情があると認められるときに限り、役員会または会長の同意を得て、臨時会費の徴収や会費の免除・減額を検討し、決定することができる。

(会計決算)

第十三条 会計決算は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 31 日で終わる。

(退 会)

第十四条 退会は次のように定める。

- 1 正会員、賛助会員は、本人の意志により退会を認める。
- 2 正会員、賛助会員、準会員が会費を 3 年間未納の場合は、退会したものとする。

(会則の変更)

第十五条 この会の会則の変更は、総会において行う。

(付 則)

- 1 この会則は、昭和 57 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 平成 11 年 8 月 8 日一部改正
- 3 平成 14 年 1 月 6 日一部改正
- 4 平成 15 年 8 月 3 日全面改正
- 5 平成 17 年 8 月 3 日一部改正
- 6 平成 21 年 8 月 2 日一部改正
- 7 平成 25 年 8 月 4 日一部改正
- 8 平成 28 年 7 月 31 日一部改正
- 9 平成 29 年 7 月 23 日一部改正
- 10 令和 元年 7 月 21 日一部改正
- 11 令和 4 年 2 月 24 日一部改正
- 12 令和 6 年 7 月 28 日一部改正

慶 弔 規 定

- 1 会員及びその保護者が死亡した場合は、弔電を送る。
- 2 具体的な対応については、適宜、役員に図り、決定する。

令和6年度 北海道鷹栖養護学校卒業生と父母の会 役員名簿

役員	氏名	事務局	氏名
会長	庄子 勝利	事務局長(副校長)	入江 泰之
副会長	藤村 真理恵	事務局次長(教頭)	松岡 志穂
監査	小林 郁美	事務局員	佐々木 さゆり
監査	相川 智佳子	事務局員 (会計)	今野 将之
		事務局員	小関 一矢
		事務局員	杉原 良太

事務局：北海道鷹栖養護学校

〒071-1233 上川郡鷹栖町北野西 3 条 2 丁目 1-1

TEL 0166 (87) 2279

上記の記載内容について事実と相違ないことを証明します。
北海道鷹栖養護学校卒業生と父母の会 会長